

---

## ライフサポート電話相談付帯保険 機器補償のご案内

---

この書面では、「ライフサポート電話相談付帯保険 機器補償」（以下「本機器補償」といいます）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しています。「CATV ライフサポート卸サービス」（各 CATV 事業者が利用権を付与し、JCOM 株式会社が提供するサービスをいい、その名称は問いません。以下「本サービス」といいます。）加入時に必ずお読みいただきますようお願いします。

### 1. 概要

本機器補償は、JCOM 株式会社が運営する「ライフサポート電話相談に付随関連して、下記「5.補償の適用条件」の表に記載された無線通信機能を内蔵した通信端末機器（以下「対象端末機器」といいます。）に偶然な事由により破損・水濡れ・故障等の損害が生じた場合、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を JCOM 株式会社、被保険者を本サービスの会員（会員が個人の場合に限り、生計を同一にする同居の親族（2 親等以内）および別居の未婚の子及び配偶者を含みます。）とする通信端末修理費用保険契約に基づき、下記「6.補償の範囲」で定める保険金額を上限とし、引受保険会社から保険金が支払われる特典をいいます。

### 2. 対象端末機器

(1) ライフサポート電話相談に付随した無線通信機器のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末機器とします。

- ① 本サービス利用契約の有効期間の開始日を起算日（本サービスの課金開始日）としてメーカー発売日から 5 年以内の製品であるか、または、メーカー発売日から 5 年以上経過した製品であっても、本サービス利用契約の有効期間の開始日を起算日（本サービスの課金開始日）として 1 年前より後に購入されたことが証明できる端末とします。
- ② 本サービス利用契約の有効期間の開始時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
- ③ 被保険者の所有する端末。
- ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
- ⑤ 日本国内で修理可能な、かつ購入可能な端末。

(2) 対象端末機器は、下記「5.補償の適用条件」の表に記載された種類に限られます。

(3) 以下に該当するものは、対象端末機器から除かれます。

- ① 2(1)①の対象期間以外の端末。
- ② 対象端末機器の周辺機器・付属品・消耗品（AC アダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・コントローラー・外付けモニター・バッテリー・外部記録媒体等）。

- ③ 対象端末機器内のソフトウェア。
- ④ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ⑤ 過去に当該対象端末機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、加工・改造・過度な装飾がされた端末。
- ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- ⑦ 日本国外のみで販売されている端末。
- ⑧ 本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。

### 3. 補償期間

各被保険者に対する補償期間は、被保険者の起算日（本サービスの課金開始日）の午前0時から本サービス契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。なお、本特典を利用できる期間の前日以前、または本サービスの利用終了日以降に対象端末機器に生じた損害は、補償されません。

### 4. 時効

被保険者の保険金請求権は、保険金支払事由発生の時の翌日から起算して3年間これを行行使しなかった場合は、時効によって消滅します。

### 5. 補償の適用条件

引受保険会社は、各被保険者の起算日（本サービスの課金開始日）から、1年間に下記の対象端末機器に偶然な事由により破損・水濡れ・故障等の損害生じた場合、下記「6.補償の範囲」で定める保険金額を限度として被保険者が修理費用・交換費用に要した費用を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。本サービスが継続している場合は、以降1年ごとに「6.補償の範囲」は更新されます。一方、本サービスが終了した場合は、同時に補償も終了します。

対象端末機器の種類	
スマートフォン	タブレット端末（タブレット PC 含む）
ノートパソコン	スマートウォッチ
モバイルゲーム機	モバイル音楽プレーヤー
モバイルルーター	Air Pods シリーズ

### 6. 補償の範囲

対象端末機器	保険金額（※1）	ご利用上限回数	免責金額
スマートフォン	【修理可能】		1回につき

タブレット端末（タブレット PC 含む）	最大 5 万円（※2） 【修理不能】	保険金の支払回数は 年 2 回まで（※4）	3,000 円 （※5）
ノートパソコン	最大 1 万 2,500 円 （※3）		
スマートウォッチ			
モバイルゲーム機			
モバイル音楽プレーヤー			
モバイルルーター			
Air Pods シリーズ			

※1 修理可能とは、対象端末機器をメーカー等での修理が可能な状況を指します。また、修理不能とは、対象端末機器のメーカー等での修理が不可能な状況を指します。なお、対象端末機器がメーカー保証、通信事業者による補償制度等により、本特典の補償と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

※2 対象端末機器のメーカー保証内の故障の場合は、保険金額を上限として有償修理に要した実費から免責金額を控除した金額を保険金としてお支払いします。なお、対象端末機器の商品特性により修理ができず同等品に有償交換した場合も修理可能扱いとなります。

※3 修理不能となった場合、保険金額を上限として対象端末機器の購入価格の 25%の金額から免責金額を控除した金額を保険金としてお支払いします。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず同等品を再購入された場合は、保険金額を上限として再購入価格の 25%の金額から免責金額を控除した金額を保険金としてお支払いします。

※4 1 被保険者に支払われる保険金の上限額は、1 年間につき 5 万円です。また、本サービスの課金開始日から 1 年間の間に 2 端末を上限とし、支払回数は同一端末か異なる端末であるかを問わず、総計 2 回を上限とします。なお同一事故による求償は 1 度きりとしません。

※5 対象端末機器に生じた損害の額が 1 回の事故につき、免責金額（3,000 円）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ、保険金をお支払いします。ただし、1 回の事故によって生じた損害の額が、保険金額に相当する額以上となった場合は、保険金の支払額を算出するにあたって、免責金額を適用しません。

#### 【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの

	③ 損害状況・損害品の写真 ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末機器が修理不能であることを証明できるもの ③ 修理不能となった対象端末機器の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④ 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの（※6） ⑤ 損害状況・損害品の写真

※6 事故が起きた対象端末機器の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。

#### 7. 保険金が支払われない場合

前項までに定める要件をすべて満たす場合であっても、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 被保険者と同居するもの、被保険者の親族、被保険者の法定代理人、被保険者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- (5) 台風・旋風・暴風等の風災による損害
- (6) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (7) 被保険者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます）
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 本サービスの課金開始日より前に生じた通信端末機器の損害
- (12) 本サービスの利用終了日の翌日以降に生じた通信端末機器の損害
- (13) 対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー（日本国外メーカーを含みます）純正品以外の通信端末機器および技適マーク・PSE マークを取得していない通信端末機器の場合

- (14) 対象端末機器を家族・知人等の個人から、またはオークション・フリーマーケット等から購入・譲受した場合
- (15) 対象端末機器が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- (16) 対象端末機器が、被保険者以外の者が使用する端末であった場合
- (17) 付属品・バッテリー等の消耗品またはソフトウェア・周辺機器等の故障、破損、または交換の場合
- (18) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
- (19) 対象端末機器のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における回収の原因または修理の対象となる事由
- (20) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末機器の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (21) 対象端末機器を、加工または改造した場合
- (22) 対象端末機器の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合
- (23) 対象端末機器にかかった修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）
- (24) 詐欺、横領によって生じた損害
- (25) 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害
- (26) ソフトウェアの瑕疵または障害による損害
- (27) 紛失・置き忘れ・盗難およびその間に生じた損害
- (28) 日本国外で発生した事故による損害
- (29) 被保険者が反社会勢力および反社会勢力と関与していると認められた場合

#### 8. 事故発生時等の義務

被保険者は、補償対象事故が発生したことを知った場合は、下記の表の右欄の行為を履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②	事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに引受保険会社に通知すること。
③	事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、引受保険会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

④	他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容（※7）について、遅滞なく、引受保険会社に通知すること。
⑤	訴訟の通知	損害賠償の請求についての訴訟等を提起した場合には、遅滞なく、引受保険会社に通知すること。
⑥	請求権の保全等	他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
⑦	調査の協力等	上記①から⑥までのほか、引受保険会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また引受保険会社が行う損害の調査に協力すること。

※7 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

#### 9. 事故発生時等の義務違反

(1) 被保険者が、正当な理由なく上記「8.事故発生時等の義務」の規定に違反した場合、引受保険会社は、下記の表の左欄の規定に対応する右欄の額を差し引いて保険金をお支払いします。

①	上記 8.（事故発生時等の義務）の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②	上記 8.（事故発生時等の義務）の表の②から⑤および⑦	上記 8.の表の②から⑤および⑦の規定に違反したことによって引受保険会社が被った損害の額
③	上記 8.（事故発生時等の義務）の表の⑥	他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 被保険者が、正当な理由なく上記「8.事故発生時等の義務」の表の③に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

#### 10. 保険金をお支払いする場所および時期

(1) 引受保険会社は、請求完了日（※8）からその日を含めて 30 日以内に、引受保険会社が保険金を支払うために必要な下記の事項の確認を終え、予め申告を受けた金融機関口座に、振込をもって保険金をお支払いします。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況または損害発生の有無および被保険者に該当する事実
---	---

②	保険金が支払われない場合の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事として本特典において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（※9）、事故と損害との関係
④	①から③までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、引受保険会社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) に規定する確認をするため、下記の表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には (1) の規定にかかわらず、引受保険会社は、請求完了日（※8）からその日を含めて右欄の日数（※10）を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、引受保険会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) の表の①から④までの事項の確認のための調査	60日
②	(1) の表の①から③までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	(1) の表の①から③までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（※11）	180日
④	(1) の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1) および (2) に規定する確認に際し、被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（※12）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(4) 保険金の支払は、被保険者と引受保険会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

※8 被保険者が保険金請求手続を完了した日（引受保険会社が求める書類が保険会社に提出された日）をいいます。

※9 対象端末機器の購入価格を含みます。

※10 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

※11 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

※12 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 11. 保険金請求先

① 本機器補償に関するウェブページ「<https://www.sakura-ins-form.jp/form/668cdc690e711>」にアクセスし、WEB 保険金申請画面に移動します。（該当ボタンをクリック）

②WEB ページに表示されているフォームに必要事項を入力します。

③必要書類をアップロードします。

## 1 2. 他の保険契約がある場合の取り扱い

他の保険契約等がある場合は、下記の表の額を支払保険金の額とします。

①	本特典により他の保険契約等に優先して保険金をお支払いする場合は、他の保険契約等がないものとして算出した引受保険会社の支払うべき保険金の額	
②	他の保険契約等によって本特典に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額とします。 <table border="1" data-bbox="300 701 1302 813"><tr><td>損害の額（※13）が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額（※14）</td></tr></table>	損害の額（※13）が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額（※14）
損害の額（※13）が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額（※14）		
③	②の損害の額（※13）は、それぞれの保険または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。	

※13それぞれの保険または共済契約における損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

※14他の保険契約等がないものとして算出した引受保険会社のお支払いすべき保険金の額を限度とします。

## 1 3. 保険金請求に関するお問い合わせ先

さくら損害保険 保険金請求窓口 電話番号：0120-982-267

受付時間：10:00～19:00（年末年始は除く）

以上